

京都市宇多野ユースホステル条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 87 号

京都市宇多野ユースホステル条例施行規則の一部を改正する規則

京都市宇多野ユースホステル条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条中「産業観光局観光政策監」を「産業観光局観光政策担当局長」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(産業観光局商工部産業総務課)